平成２６年（フ）第５４５５号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―303号
債務者　奥井　夕子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４６１号
大阪市西区九条１丁目４番18―602号、前住所大阪市都島区中野町５丁目14番１―505号
債務者　長友　晴雄
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１４号
東京都狛江市西和泉１丁目13番108号
債務者　外池　弘子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
熊本県菊池市西寺1431番地２　北園団地Ｅ棟１号
債務者　上坂　伸洋
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
熊本県八代市古城町3002番地　麦島団地５―22
債務者　平松　麻美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午後１時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１９２５号
横浜市青葉区荏田町425番地１　東急江田ドエリング603号、住民票上の住所神奈川県厚木市中町２丁目14番９号　昌栄プラザ４Ｂ
債務者　森本　智弘（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１４号
横浜市泉区和泉町4262番地11　アムールいずみ野Ｂ101号
債務者　竹中　美紀（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１５号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番３―513号
債務者　神山　育美
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５７号
富山市上飯野５番８号
破産者　株式会社紀一
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１１９号
大阪市福島区福島５丁目１番５号
破産者　有限会社ジーエーシー
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５号
熊本市中央区京町２丁目１番44号
破産者　有限会社ＫＴテクノ
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２５年（フ）第３０９号
和歌山県海南市下津町上158番地８
破産者　武田美智子
平成27年１月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１１５号
北海道苫前郡羽幌町南町16番地の46
破産者　有限会社興林
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６４号
東京都八王子市大楽寺町620番地１ＣＡＳＡ・ＭＩＲＡ２―101号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市叶谷町1617番地１
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１１号
東京都東大和市仲原２丁目４番地の４
破産者　金子　力藏
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１３号
東京都八王子市東浅川町70番地２アーバンハイツ208号
破産者　飯島　健一
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部